

高病原性鳥インフルエンザの殺処分終了について

本県で発生した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る殺処分が終了しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 農場の概要

所在地：高山村

飼養状況：321,747羽（採卵鶏）

2 防疫措置

(1) 殺処分の開始：1月1日（月） 9時

(2) 殺処分の終了：1月6日（土） 10時30分

(3) 殺処分羽数：321,747羽

(4) 従事者数：2,840人（延べ） 1月6日（土）15時現在

（国、自衛隊、他県、市町村、JAグループ、建設業協会、測量設計業協会、トラック協会、バス事業協同組合、民間防疫従事者、民間警備会社、県職員）

3 今後の対応

(1) 引き続き、当該農場における鶏ふん等の処理及び農場内の清掃・消毒等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

(2) 農場から半径3km以内の移動制限区域、半径3kmから10km以内の搬出制限区域の設定を継続します。

(3) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底するとともに、周辺道路に消毒ポイントを設置して感染拡大防止に万全を期します。

(4) 関係機関と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

4 その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、慎んでいただきますよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。